

図解

準備や片付け、記録について

介助にあたっての準備や片付け、サービス提供後の記録も訪問介護サービスの一環です。サービス時間内に行います。



金銭・貴重品の取り扱いについて

金銭や貴重品の取り扱いをホームヘルパーに頼むことはできません。ただし、生活費の引出しのためにホームヘルパーに同行してもらうことはできます。

●認知症等により
金銭管理に不安のある方のご相談

こうべ安心サポートセンター
(神戸市社会福祉協議会)
☎078-271-3740

受付:月~金 9:00~12:00, 13:00~17:00

生活必需品の買い物に使用するために必要な金銭を一時的にホームヘルパーに渡す場合には、金銭管理台帳やノートに記入してもらい、レシートや領収書を必ずもらうようにしましょう。

介護に関するお悩みは、
まずケアマネジャーに
相談しましょう。

介護保険の訪問介護（ホームヘルプ）サービスは、ケアマネジャーの作成した居宅サービス計画（ケアプラン）及びそれに基づいて作成された訪問介護計画に基づき、提供されます。介護に関する相談がある場合は、まずはケアマネジャーに相談して、自分の状況や希望を伝えるようにしましょう。

できることは
自分で行いましょう。

介護保険の目指すサービスは、利用者が「自立した日常生活」を送ることができるように必要な支援を行うことです。自分でやろうとすればできるのに、面倒だからといってホームヘルパーに任せきりになってしまうと、心や身体の機能はどんどん低下していき、できることもできなくなってしまう。 「できることは自分でする」ことを心がけ、活発に生活するようにしましょう。

(ホームヘルプ)
訪問介護 利用のご案内

介護保険で

できること
できないこと



介護保険は40歳以上の方が納める介護保険料と税金によって運営されています。このため、介護保険のサービスの対象になるものには一定のルールが設けられています。ホームヘルパーは介護の専門職であって、「家事のすべて」を頼むことができるわけではありません。

介護保険でできること



▶ 身体介護

食事や入浴、排せつなど、
利用者の身体に直接触れる介助サービス

身体介護のサービスを受けられる方

本人が食事や入浴などの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況に関わらず、利用できます。



食事の介助



入浴の介助、清拭



排せつの介助



着替えの介助



身体の整容・洗面



起床・就寝の介助



服薬の介助



通院・外出の介助

※上記のほか、自立を支援する目的で、入浴の見守りをすることや、本人とヘルパーと一緒に調理することも「身体介護」に含まれます。

外出の介助について
○ 日常生活に必要な買い物、役所や銀行での手続き、通所介護施設・介護保険施設の見学などのための外出にご利用いただけます。
✕ 冠婚葬祭、お墓参り、外食、理美容、趣味嗜好(習い事、旅行、ギャンブル等)などのための外出には、ご利用いただけません。

▶ 生活援助

利用者本人が主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・本人のための調理など、日常生活の援助

生活援助のサービスを受けられる方

本人が一人暮らしで身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に、利用できます。



居室の掃除、ごみ出し



洗濯、衣類の整理・被服の補修



一般的な食事の準備・調理・後片づけ



日常生活に必要な買い物



薬の受け取り

介護保険でできないこと



1. 利用者本人以外のための行為
2. ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
3. 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

は対象になりません。



利用者本人以外の者のための洗濯・調理・買い物



主として利用者本人が使用する居室等以外の掃除



自家用車の洗車・清掃



草むしり、花木の水やり



ペットの世話



家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え



大掃除※、窓のガラス磨き、床磨き



特別な手間をかけて行う料理(おせち料理など)

※換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ等の掃除も、日常の家事の範囲を超える行為です。



日常生活に必要な物以外(酒類等)の買い物



単なる見守り、安否確認、留守番、話し相手

利用者本人がいない時のサービス

✕ 利用者本人がいない時に、サービスを利用することはできません。例えば、本人が外出しているときに、ホームヘルパーが居室で掃除や洗濯を行うのは、介護保険の対象となりません。

医療行為について

✕ ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。本人や家族ができる行為でも、ホームヘルパーは基本的にはできません。ただし、平成24年4月より、一定の要件を満たしているホームヘルパーによるたんの吸引、経管栄養の処置が認められるようになりました。医師の指示に基づく行為ですので、必ず担当のケアマネジャーと相談してください。

院内介助について

✕ 病院内は医療保険の対象となるため、原則として介護保険は使えません。

